

苫小牧イノベーション基盤構築事業委託業務仕様書

1 業務名

苫小牧イノベーション基盤構築事業委託業務

2 契約期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで

3 業務の目的

本市の産業を活性化させ、移住・定住の促進に結び付けていくために、

①市内事業所の課題を抽出し、課題テーマ毎の解決に向けたイノベーション技術提案のマッチングを図る。

②実現性の高い技術について、実証試験等を実施し課題解決を図る。

以上のことを継続的に取り組む必要がある。

昨年度の事業において、試行、調査・研究した結果を踏まえ、より良い形でのマッチングイベントの開催、実証実験等の支援を行うとともに、これらの取り組みを推進していく事業実施主体の設立に向けた準備を進め、イノベーションを継続的に行っていくことのできる魅力的な環境を構築することを本業務の目的とする。

4 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(2) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により、指名停止されていないこと。

※ 参加資格については、単独企業、共同企業体（JV）どちらでも参加可能であるが、共同企業体（JV）で参加する場合、(1)、(2)の参加資格要件は、全ての構成員が満たしていること。また、共同企業体（JV）の結成に係る協定を締結していること。

5 業務の内容

(1) 事業実施主体「苫小牧イノベーション基盤推進協議会」の設置に向けた準備

本事業においては、将来的に、行政及び市内の民間企業・教育機関・金融機関に加え、都市部のベンチャー企業・投資ファンド等から構成される「苫小牧イノベーション基盤推進協議会」を設立し、事業実施主体として、事業を運営していくことを想定している。それに向けて、以下の項目を実施する。

ア イノベーション基盤構築に向けた検討

(ア) 官民連携による自立的な事業推進組織に係る事例調査

苫小牧イノベーション基盤推進協議会が将来的に自立的に事業を推進し

ていけるように、他自治体等において官民連携により自立的な事業推進を行っている組織の特徴（運営手法や資金メカニズム等）や国の政策に係る動向等を調査・整理する。

(イ) 推進協議会の運営主体となる組織の調査・整理

将来的に苫小牧イノベーション基盤推進協議会を主体的に運営していくことのできる組織や団体等の識別を行う。また、候補となり得る組織や団体等に対するヒアリングを実施し、今後の実現可能性を含む課題を整理する。

(ウ) ビジネスモデル・ロードマップ等の検討・策定

昨年度の調査・分析結果（苫小牧イノベーション基盤推進協議会が持つべき機能案、自立可能な資金メカニズム案等）をもとに、当該協議会が自立的な事業展開や組織運営を行えるためのビジネスモデル及び自立に向けたロードマップ・アクションプランの検討・策定を行う。

イ 「苫小牧イノベーション基盤推進協議会」設立に向けた研究会の企画・運営
研究会においては、「ア イノベーション基盤構築に向けた検討」にて実施された調査結果や検討結果の確認・評価を行うものとする。

（想定回数）

- ・研究会の開催：契約期間内5回程度
- ・研究会参画メンバー：10名程度

ウ 調査・検討結果の取りまとめ

「(ア) 官民連携による自立的な事業推進組織に係る事例調査」、「(イ) 推進協議会の運営主体となる組織の調査・整理」、「(ウ) ビジネスモデル・ロードマップ等の検討・策定」における調査・分析結果内容を報告書として取り纏める。

(2) 市内課題解決に向けたベンチャー企業のアイデア等とのマッチング・実証実験等

ア マッチングイベントの開催

市内企業及び教育機関とベンチャー企業等とのマッチングに向けたイベントを開催する。なお、イベントに係る費用（イベント会場費、域外ベンチャー企業の交通費、宣伝費等）は事業費に含まれるものとする。

（想定回数）

- ・マッチングイベント回数：市内にて2回程度開催

イ マッチング後の実証実験等の実施支援

「ア マッチングイベントの開催」等によりマッチングされた企業による地域課題解決に向けた実証実験とそこへの学生参加の実施に向けた支援を行う。

（想定回数）

- ・実証実験等の実施支援件数：3件程度

(3) 移住・定住・企業立地に向けたインセンティブツアーの企画・運営

マッチングイベントに参加した域外ベンチャー企業に対しては、市内の企業立地的な魅力や支援制度を伝えるインセンティブツアーを含めた移住体験などをあわせて行い、事務所の移転等を視野に入れた提案を行う。

(想定回数)

- ・ツアー実施回数：2回程度（マッチングイベントの回数に合わせる）
- ・ツアー参加企業数：マッチングイベント参加企業に対して実施

(4) イノベーションマッチング・プロジェクト創出に向けた地元人材の育成

マッチングイベント開催をはじめ、市内企業とベンチャー企業のアイデアとのマッチングを支援する人材や実用化の際に公的な支援プログラムとのマッチングを支援する人材を地元で育成するため、地元事業者に対して事業参画を促し、ノウハウ伝授を行う。なお、ノウハウの伝授先となる地元企業については、その候補企業案及び手法を提案書にて記載すること。

(5) 事業実績報告書の作成

上記(1)～(3)の結果を報告書にとりまとめる。報告書は、グラフ等データやイラスト、写真を盛り込み、わかりやすいものとなるように工夫する。

(6) 電子データ

上記(4)の報告書や添付図表等の電子データをUSBメモリー等の電子記憶媒体に記録して納品するものとする。

6 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案内容を基本とするが、市と受託者が協議し決定する。

(2) 各種調査検討に当たっては、市の人口ビジョン及び総合戦略や総合計画を勘案するとともに、推進組織の審議内容を反映させながら進めるものとする。

7 その他

(1) 成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本市に帰属させるものとする。

(2) 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において、必要な権利処理を行うものとする。